

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成30年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

(単位:人)

区 分	平成30年度						平成29年度					
	競争試験	う ち 女 性 数	選考	う ち 女 性 数	う ち 再任用 職 員 等	計	競争試験	う ち 女 性 数	選考	う ち 女 性 数	う ち 再任用 職 員 等	計
一般行政職員	73	32	200	112	56	273	101	49	208	106	50	309
教 員	0	0	272	126	69	272	0	0	239	103	58	239
警 察 官	43	10	32	0	32	75	45	9	36	0	36	81
計	116	42	504	238	157	620	146	58	483	209	144	629

- (注) 1 職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員を除いた数です（以下同じ。）。
 2 一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。
 3 教員には、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます（以下同じ。）。
 4 再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。

(2) 職員の異動の状況（平成30年度）

職員の異動は、4月1日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

(単位:人)

区 分		平成30年度		平成29年度	
		異動者数	う ち 女 性 数	異動者数	う ち 女 性 数
一般行政職員	部 長 級	7	1	16	3
	次 長 級	36	4	38	6
	課 長 級	193	39	177	30
	課長補佐級	297	75	284	75
	係 長 級	405	167	369	138
	一般職員等	423	185	421	151
	計	1,361	471	1,305	403
教 員	校 長	69	11	73	11
	教 頭	99	27	108	23
	教 諭	605	333	636	310
	助 教 諭 等	0	0	0	0
	計	773	371	817	344
警 察 官	警 視	61	0	50	0
	警 部	91	2	101	0
	警 部 補	112	7	118	4
	巡 査 部 長	114	17	137	14
	巡 査 等	158	26	157	30
	計	536	52	563	48

(3) 職員の退職の状況（平成30年度）

(単位:人)

区 分	平成30年度				平成29年度			
	一般行政職員	教 員	警 察 官	計	一般行政職員	教 員	警 察 官	計
定年退職	75	164	0	239	93	157	14	264
勸奨退職	2	3	20	25	4	2	10	16
早期退職	28	46	3	77	17	39	1	57
普通退職	98	26	15	139	105	54	17	176
分限免職	1	0	1	2	0	0	0	0
懲戒免職	1	1	0	2	0	0	0	0
失 職	0	0	0	0	0	0	0	0
死亡退職	4	3	0	7	2	3	0	5
計	209	243	39	491	221	255	42	518

(注) 早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が7月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

(4) 部門別の職員数の状況（平成31年4月1日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めています。

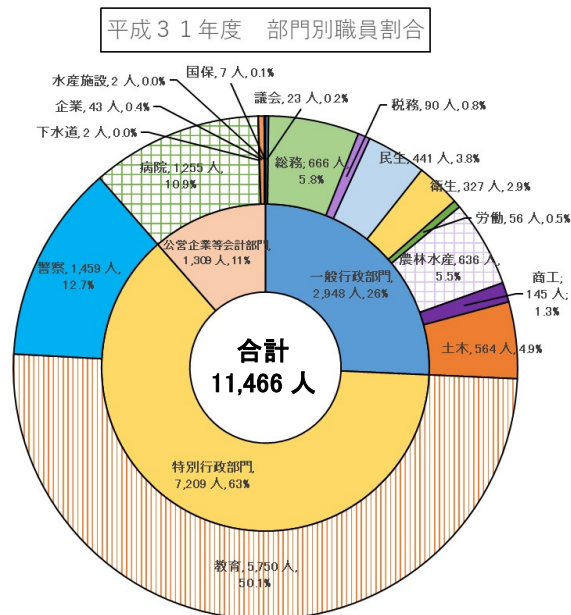
これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的かつ機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区 分	職 員 数					
	部 門	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	議 会	23人(0)	23人(0)	23人(0)	23人(0)	23人(0)
	総 務	611人(3)	596人(Δ15)	609人(13)	608人(Δ1)	666人(58)
	税 務	95人(Δ4)	96人(1)	97人(1)	92人(Δ5)	90人(Δ2)

一般行政部門	民生	431人(△6)	432人(1)	435人(3)	450人(15)	441人(△9)
	衛生	351人(△4)	361人(10)	362人(1)	323人(△39)	327人(4)
	労働	48人(△1)	51人(3)	53人(2)	56人(3)	56人(0)
	農林水産	680人(△3)	677人(△3)	666人(△11)	640人(△26)	636人(△4)
	商工	150人(7)	150人(0)	149人(△1)	147人(△2)	145人(△2)
土木	575人(△16)	566人(△9)	570人(4)	575人(5)	564人(△11)	
	計	2,964人(△24)	2,952人(△12)	2,964人(12)	2,914人(△50)	2,948人(34)
特別行政部門	教育	5,933人(△26)	5,893人(△40)	5,843人(△50)	5,786人(△57)	5,750人(△36)
	警察	1,450人(12)	1,447人(△3)	1,440人(△7)	1,462人(22)	1,459人(△3)
	計	7,383人(△14)	7,340人(△43)	7,283人(△57)	7,248人(△35)	7,209人(△39)
普通会計計		10,347人(△38)	10,292人(△55)	10,247人(△45)	10,162人(△85)	10,157人(△5)
公営企業等 会計部門	病院	1,127人(34)	1,167人(40)	1,177人(10)	1,213人(36)	1,255人(42)
	下水道	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	企業	43人(0)	44人(1)	43人(△1)	44人(1)	43人(△1)
	水産施設	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)	2人(0)
	国保	-	-	-	4人(4)	7人(3)
	計	1,174人(34)	1,215人(41)	1,224人(9)	1,265人(41)	1,309人(44)
合計 [条例定数]		11,521人(△4) [12,129人]	11,507人(△14) [12,074人]	11,471人(△36) [12,044人]	11,427人(△44) [11,968人]	11,466人(39) [11,963人]

(注) 1 ()は、前年との比較

2 職員数には、再任用職員、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。(総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠)



(5) 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由(平成31年4月1日現在)

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部門	増減	主な増減理由	
一般行政部門	議会	0	
	総務	58	文化財保護業務の教育委員会からの移管による増等
	税務	△2	税務システム導入による業務の減等
	民生	△9	自治法派遣の減等
	衛生	4	改正食品衛生法・食品表示法対応による増等
	労働	0	
	農林水産	△4	とっとり賀露かっこ館の指定管理者制度導入による減等
商工	△2	東アジア地方政府観光フォーラム2018総会終了による減等	
	△11	鳥取空港管理運営のコンセッション導入による減等	
計	34		
特政 別部 行門	教育	△36	文化財保護業務の知事部局への移管による減等
	警察	△3	欠員不補充による減
計	△39		
普通会計計	△5		
公会 営計 企部 業門 等	病院	42	病院建て替えに伴う体制整備に伴う増
	下水道	0	
	企業	△1	PFIコンセッション導入検討終了による減
	水産施設	0	
	国保	3	国保制度改革による増
計	44		
合計	39		

(6) 定数削減の状況

鳥取県では、鳥取県版集中改革プラン（平成19年度～平成23年度当初）及び新たな定数管理の方針（平成23年度～平成27年度当初）に基づく取組の結果、8年間で608人（うち一般行政部門306人）の定数削減を達成しており、平成27年度からは、役所仕事のあらゆるムリ・ムダを排除することにより、平成31年度までの4年間でさらに59人の定数削減（学校教職員、警察、病院局を除く一般行政部門等を対象）を達成しました。

厳しい状況が続く県財政を踏まえ、将来に向けて持続可能な体制とするためには、これまで以上に簡素で機能的な組織を構築し、全国最少レベルの職員数を堅持することが必要です。このため、業務改善や行政課題の変化に対応した業務のスクラップ・アンド・ビルド、社会環境の変化を踏まえた組織機能の再点検、また民間・NPOとの連携推進等により、組織体制の更なる効率化や人員配置の最適化を目指した取組を進めています。

(7) 職員数の推移

部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,988人	2,964人	2,952人	2,964人	2,914人	2,948人	△40人(△1.3%)
教育	5,959人	5,933人	5,893人	5,843人	5,786人	5,750人	△209人(△3.5%)
警察	1,438人	1,450人	1,447人	1,440人	1,462人	1,459人	21人(1.5%)
普通会計計	10,385人	10,347人	10,292人	10,247人	10,162人	10,157人	△228人(△2.2%)
公営企業等会計計	1,140人	1,174人	1,215人	1,224人	1,265人	1,309人	169人(14.8%)
総合計	11,525人	11,521人	11,507人	11,471人	11,427人	11,466人	△59人(△0.5%)

(8) 職級別の職員数の状況（平成31年4月1日現在）

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

(単位:人)

区分		平成31年4月1日現在			平成30年4月1日現在		
		職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B/A
一般行政職員	部長級	20	4	20.0%	21	3	14.3%
	次長級	81	10	12.3%	76	10	13.2%
	課長級	482	105	21.8%	492	107	21.7%
	課長補佐級	924	281	30.4%	907	268	29.5%
	係長級	1,359	610	44.9%	1,333	573	43.0%
	一般職員等	2,219	1,192	53.7%	2,236	1,230	55.0%
	計	5,085	2,202	43.3%	5,065	2,191	43.3%
教員	校長	207	27	13.0%	210	29	13.8%
	教頭	252	74	29.4%	254	59	23.2%
	教諭	4,582	2,392	52.2%	4,561	2,089	45.8%
	助教諭等	102	31	30.4%	98	28	28.6%
	計	5,143	2,524	49.1%	5,123	2,205	43.0%
警察官	警視	63	0	0.0%	63	0	0.0%
	警部	128	2	1.6%	129	2	1.6%
	警部補	310	18	5.8%	311	12	3.9%
	巡査部長	323	34	10.5%	320	34	10.6%
	巡査等	414	74	17.9%	416	61	14.7%
	計	1,238	128	10.3%	1,239	109	8.8%
合計	11,466	4,854	42.3%	11,427	4,505	39.4%	

(9) 等級等ごとの職員数の状況（平成31年4月1日現在）

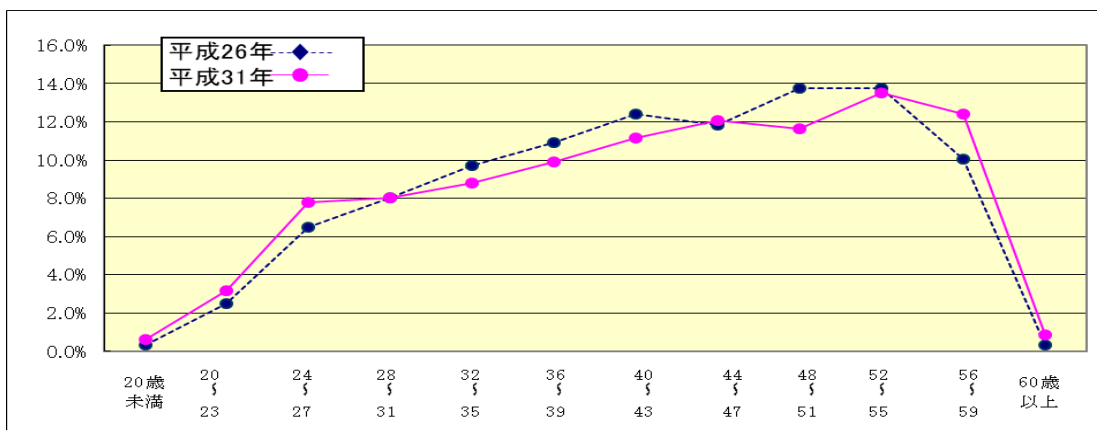
職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）に定める等級別基準職務表に基づく個々の具体的な職務の各等級への格付けに係る県の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

なお、ここで公表する職員数は、集計方法の違いから、他に公表する情報と職員数が一致しないことがあります。

※地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3の規定に基づく公表

※詳細は、別添巻末資料を参照

(10) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成31年	57人	399人	912人	1,013人	968人	1,100人	1,221人	1,363人	1,369人	1,454人	1,473人	128人	11,457人
平成26年（5年前）	38人	286人	746人	926人	1,117人	1,259人	1,428人	1,364人	1,588人	1,583人	1,156人	36人	11,525人

(11) 障がい者の雇用の状況（令和元年6月1日現在）

区分	令和元年				平成30年					
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数		障がい者雇用率	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数		障がい者雇用率	法定雇用率
		実数	雇用率				実数	雇用率		
知事部局等	3,410.5人	111.0人	80人	3.25%	2.5%	3,117.5人	100.0人	71人	3.21%	2.5%
身体障がい			2人					2人		
聴覚・平衡機能障がい			3人					4人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			27人					22人		
内部障がい			26人					24人		
知的障がい			8人					7人		
精神障がい			14人					12人		
教育委員会	5,104.5人	110.5人	82人	2.16%	2.4%	4,272.5人	109.0人	79人	2.55%	2.4%
身体障がい			9人					7人		
聴覚・平衡機能障がい			10人					9人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			15人					16人		
内部障がい			19人					20人		
知的障がい			14人					12人		
精神障がい			15人					15人		
警察本部	309.0人	7.0人	4人	2.27%	2.5%	312.0人	8.0人	4人	2.56%	2.5%
身体障がい			-					-		
聴覚・平衡機能障がい			1人					1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			-					-		
内部障がい			2人					3人		
知的障がい			-					-		
精神障がい			1人					-		
病院局	673.5人	17.0人	10人	2.52%	2.5%	637.5人	16.0人	10人	2.51%	2.5%
身体障がい			-					-		
聴覚・平衡機能障がい			2人					1人		
音声・言語・そしゃく機能障がい			-					-		
肢体不自由			3人					3人		
内部障がい			4人					5人		
知的障がい			-					-		
精神障がい			1人					1人		

(注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。

- 2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
- 3 職員数には、非常勤職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。
- 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、1人を0.5人（重度身体障がい者、重度知的障がい者及び採用の日または精神障害者保健福祉手帳取得の日のいずれか遅い日から起算して3年目を経過する間にある者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

2 職員の人事評価の状況

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要（平成31年4月1日現在）

区 分	具 体 的 な 取 組		
	一般行政職員	教員（学校事務職員を含む。）	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対評価
評価の対象者	全職員（評価対象期間中に勤務実績が全くない職員を除く。） ※県警一般行政職員は警察に同じ。	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価機関における勤務期間が3月に満たない教職員等を除く。）	全職員（地方警務官、出向者、評価対象期間中に勤務実績のない派遣者・休職者等を除く。）
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回（10月、2月）	年1回（1月）	年2回（10月、2月）
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談員の設置
評価結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	評価対象者と評価者の面談を年3回実施 ・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	面談を年2回実施 ・業務目標の確定 ・部下の意欲向上につながる指導、助言
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発も目的とした、「業務管理・キャリア開発シート」の作成を全職員が実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	評価期間における発揮した能力、挙げた業績に関する自己の認識その他参考となる事項について申告する制度を実施

3 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

平成30年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
特殊勤務手当の見直し	・ 夜間看護手当の引き上げ	平成30年7月10日
通勤手当の見直し	・ 自動車を使用している職員で、駐車場の借り上げ料が月5千円をこえると認められる公署に勤務している職員について、月1千円を加算	平成31年4月1日
初任給調整手当の見直し	・ 医師に支給される初任給調整手当の引き上げ	平成31年4月1日

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項 目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	・ 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕 主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結） ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年2月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
給与構造改革における経過措置額の廃止	・ 平成18年給与構造改革における経過措置（現給保障）の廃止 ・ 廃止により生ずる原資を用い、給料表の構造を是正（行政職1・2級相当は1.6パーセント引下げ、行政職3級以上相当は1.9パーセント引上げ）	平成24年4月1日 （人事委員会勧告を受けて実施） （経過措置：平成25年3月31日まで）